

死亡野鳥の鳥インフルエンザ簡易検査 不要・不可の例

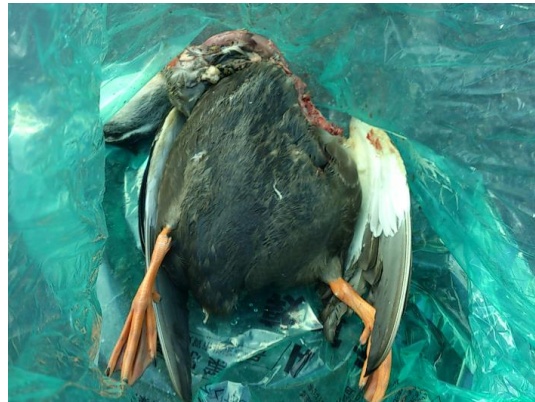
1 死因が感染症以外であることが推定される場合

衝突したとみられる窓や壁等付近での発見や道路上などで車との衝突などが原因とみられる死亡個体など。個体の外傷や周辺の状況などから、衝突死、交通事故死などと判断される場合は検査不要です。



2 喉・総排泄口（肛門）がなくなっている場合

喉の気管（口腔咽頭）・総排泄口（肛門）から試料を採取しますので検査ができません。



3 その他腐敗、白骨化、乾燥など個体の損傷が進んでいる場合等

適正な試料を採取できず、検査はしせん。

